

第150号議案

八王子市下水道条例の一部を改正する条例設定について

八王子市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市下水道条例の一部を改正する条例

八王子市下水道条例（昭和41年八王子市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の徴収方法） 第19条 使用料は、払込み、口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（使用料の徴収方法） 第19条 使用料は、払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者によるこの条例による改正前の八王子市下水道条例第19条に規定する納付の方法については、令和5年3月31日までの

間は、なお従前の例による。